

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人の受付 1 件につき 0 円（消費税相当分を含む。）を求人者から

求職の受付 1 件につき 0 円（消費税相当分を含む。）を求職者から

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が 1 箇月に 3 件を超える場合には、3 件分を超えては申し受けません。

2 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の 1 又は 2 のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合は、6 箇月を超えた雇用については申し受けません。

1 支払われた賃金の %（消費税相当分を含む。）に相当する額（2 に該当する場合は 2 に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。）

2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれか大きい額

① 当該 6 箇月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額の 40 %（消費税相当分を含む。）に相当する額

② 当該 6 箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び 3 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の 40 %（消費税相当分を含む。）に相当する額

（注）「消費税相当分を含む」は、課税事業者について適用するものである。したがって、免税事業者については、当該文言を記載する必要はないものである。

【一般登録型】

手 数 料 表
(一般登録型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 (※1)	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 (※2)	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 40 %（または 円） (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 40 %（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人への充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 (※3) *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の %（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税(※4)は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

27-ユ-302727

事業所の名称及び所在地 大阪市生野区巽南二丁目11番19号 2階